

# 記入例 (転勤で特別徴収を継続する場合)

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

## 給与支払報告 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

御注意  
4 3 2 1  
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
「給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。  
「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載し、一括徴収することが義務づけられています。

		年度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度						
(あて先) 飯能市長		給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	〒357-0021 埼玉県飯能市双柳〇-X		特別徴収義務者指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8
令和 6 年 9 月 3 日提出			フリガナ	カザシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	9	9	9	9	9	9	9	9
			氏名又は名称	株式会社 〇X商事		担連	所属 人事課人事労務係							
			個人番号又は法人番号	11111111111111111111		当絡	氏名 特徴 花子							
						者先	電話 000-000-0000 内線(123)							
給与所得者	フリガナ	トクチョウ イチロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法(下段に理由の記載欄があります。)					
	氏名	特徴 一郎												
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日												
	個人番号													
	受給者番号	123456												
	1月1日現在の住所	埼玉県飯能市双柳△-X												
異動後の住所														
		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	6 年 8 月 31 日	2	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収						
① 特別徴収継続の場合														
新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号	新規 法人番号 11111111111111111112		新しい勤務先では、月割額 11,600 円を										
	所在地	〒357-0041 埼玉県飯能市美杉台X-O		9 月分(翌月10日納入期限)から徴収し、納入します。										
	フリガナ	マルバツフドウサン カザシキガイシャ		受給者番号 78910										
	氏名又は名称	〇X不動産株式会社		納入書の要否(新規の場合のみ記載) 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要										
② 一括徴収の場合														
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、						
					月 日	円		月分(翌月10日納入期限)で納入します。						
③ 普通徴収の場合														
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市区町村記入欄									

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

[提出先] 〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市市民税課(TEL042-973-2111 内線125,126) ※様式不足の場合は複写または市ホームページからダウンロードしてご使用ください。